

刑事司法の対応態勢の確立に向けて

2005年（平成17年）5月7日
日本弁護士連合会

昨年、裁判員法、刑事訴訟法等一部改正法及び総合法律支援法が成立し、本年から2009年（平成21年）5月までの間に順次施行される。国民の司法参加を実現する裁判員法、被疑者国選弁護制度の新設を含む刑事訴訟法等一部改正法は、刑事手続に関して、「戦後改革」以来、最大の变革をもたらすものである。また、総合法律支援法によって設立される日本司法支援センターは、国選弁護制度の運営に重要な役割を担うことになる。これらは、既に実施されている法科大学院制度などと共に、「日本国憲法がよって立つ個人の尊重と国民主権の理念に基づいた司法制度の実現」という今次司法改革の基本理念を支える大きな柱であり、その具体的な制度設計と運用について、弁護士及び弁護士会が果たすべき責務は今後とも重大である。

裁判員制度の適正な運用のためには、改正刑事訴訟法で導入された証拠開示制度の適切な運用と、取調べ過程の可視化（録画・録音）、身体拘束制度の抜本的改革をはじめとする様々な制度改革課題の実現が重要である。また、被疑者段階からの国選弁護制度を適切に運用するためには、弁護活動の労力を的確に反映した適切な水準の国選弁護報酬を実現し、総合法律支援法でも明記された弁護活動等の独立性・自主性を運用上も確保することなどが必要である。

同時に、裁判員制度と被疑者国選弁護制度に対応できる弁護態勢を確立することは、弁護士及び弁護士会にとって重大な責務である。そして、その対応態勢の整備には、次の2つの課題の実現が重要であることを確認しなければならない。

第1は、弁護の担い手の確保である。2006年（平成18年）にいわゆる法定合議事件等を対象に実施される被疑者国選弁護は、2009年（平成21年）には必要的弁護事件に拡大し、対象事件は年間約12万件に達すると見込まれ、このうち約9万件に国選弁護人が選任されるものと想定されている。こうした事件数に対応するためには、弁護士会は、全国であまねく迅速に国選弁護人を選任できる態勢を日本司法支援センターと連携して整備する必要がある。また、あわせて、改正刑事訴訟法が導入した弁護士会に対する私選弁護人選任申出制度への対応も迅速に行う必要があり、その態勢整備も求められる。

また、改正刑事訴訟法では、連日的開廷の原則が法定され、特に裁判員裁判では、被疑者段階から公判前整理手続さらに連日的開廷による公判審理に対応できる弁護態勢が、私選・国選を問わずに求められることになる。

国選弁護の担い手について、日本司法支援センターは、従来のとおり開業弁護士が業務を担う「ジュディケア方式」を基本とし、これをスタッフ弁護士が補うことにより必要な対応態勢を確保する方針で設立準備中である。日弁連としては、この方針を支持し、多くの会員が「ジュディケア方式」で国選弁護を担うことを目指し、同時に、スタッフ弁護士の確保にも積極的に取り組む必要がある。あわせて、連日的開廷に対応する弁護士の執務体制の整備も進めなければならない。

第2は、弁護技術の向上の課題である。裁判員裁判では、法律専門家ではない裁判員が参加しやすく、かつ適正に事実を認定し、量刑判断を行えるよう、迅速かつ充実した分かりやすい審理を実現する必要がある。そのためには、われわれは、従来の弁護活動の在り方を根本的に見直し、被告人の防御権を十分に保障するため、裁判員裁判に対応できる知識と技術を身に付けなければならない。また、新たな国選弁護制度のもとで、被疑者の弁護人の援助を受ける権利を実効的に保障するため、被疑者弁護活動の充実と質の向上にさらに努力しなければならない。

われわれは、被疑者・被告人の防御権を拡充し、「調書裁判」から脱却して直接主義・口頭主義を徹底した公判審理などを実現するために、前述した運用上の課題及び制度設計上の諸課題の実現に引き続き取り組むとともに、新たな刑事司法に対応できる弁護技術を会員全体で共有化し、私選・国選双方の被疑者・被告人弁護事件に適切に対応する弁護態勢を確立することを改めて決意する。

提案理由

1 裁判員法、刑事訴訟法等一部改正法、総合法律支援法の意義

2004年(平成16年)5月21日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)と、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(刑事訴訟法等一部改正法)が成立した。裁判員法は、2009年(平成21年)5月までに施行され、刑事訴訟法等一部改正法のうち証拠開示を含む公判前整理手続の新設などに関する「充実・迅速」の部分は、2005年(平成17年)11月までに施行され、被疑者国選弁護制度に関する部分は、2006年(平成18年)11月までに施行される。

法律専門家ではない裁判員が事実認定と量刑判断に参画する裁判員制度、証拠開示を含む公判前整理手続の導入、被疑者国選弁護制度の新設を含む刑事訴訟法等一部改正法によって、わが国の刑事裁判の基本的枠組みは大きく変わり、刑事手続に関して、「戦後改革」以来、最大の変革をもたらす。また、総合法律支援法によって設立される日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)は、国民の司法へのアクセスを促進する他、国選弁護制度の運営に重要な役割を担う。これらは、既に実施されている法科大学院制度などと共に、「日本国憲法がよって立つ個人の尊重と国民主権の理念に基づいた司法制度の実現」という今次司法改革の基本理念を支える大きな柱であり、その具体的な制度設計と運用について、弁護士及び弁護士会が果たすべき責務は今後とも重大である。

2 新しい時代の刑事司法を適正に運用するための課題

支援センターのもとで国選弁護制度を適切に運用するためには、弁護活動の労力を的確に反映した適切な水準の国選弁護報酬の実現、総合法律支援法でも明記された弁護活動等の独立性・自主性を運用上も確保することなどが必要である。

また、裁判員制度の適正な運用のためには、改正刑事訴訟法で導入された証拠開示制度の適切な運用と、取調べ過程の可視化(録画・録音)、身体拘束制度の抜本的改革をはじめとする様々な制度改革課題の実現が重要である。裁判員法と刑事訴訟法等一部改正法が成立した今、現段階における『当面の改革目標』、とりわけ「裁判員制

度の実施までの間」に実現する必要のある課題は次のとおりである（２００５年３月１７日日弁連理事会承認、『刑事司法改革の当面の目標 裁判員制度実施までの実現をめざして』より抜粋）。

（１）捜査段階の課題

弁護人の援助を受ける権利の実効的保障

ア 弁護対応態勢の確立を進めて、迅速な弁護人選任を確保すること

イ 接見が十分に確保されること（拘置所等における夜間休日接見，検察庁・裁判所構内接見の確保等）

ウ 被疑者弁護の充実・質の向上

取調べの可視化（録画・録音）の実現

供述調書の在り方の見直し

起訴前保釈制度の導入

（２）公判準備，連日的開廷の課題

「人質司法」からの脱却 - 保釈制度等の改革

公判前整理手続の適正な運用確保

連日的開廷のもとで被告人の防御権を保障するための方策

ア 保釈制度改革（刑訴法８９条１号・４号の改正，権利保釈の除外理由等の認定プロセスの透明化等）

イ 十分な接見機会の確保

ウ 公判期日における弁護人と被告人とのメモの授受

エ 公判記録等の即時交付

オ 身体拘束されている共犯者等との接見を立会いなく，かつ時間制限なしに行えること等の保障

（３）公判審理の課題

直接主義・口頭主義の実質化（公判の活性化）の実現

罪体審理と量刑審理の区別

以上に加え，裁判員制度と被疑者国選弁護制度に対応できる弁護態勢を確立することは，弁護士及び弁護士会にとって重大な責務である。そして，その対応態勢の整備には，弁護の担い手の確保と弁護技術の向上が特に重要であることを確認しなければならない。

3 弁護の担い手の確保

総合法律支援法に基づいて設立される支援センターは，２００６年（平成１８年）４月頃に設立するべく準備中であるが，このうち同年秋から実施される被疑者国選弁護については，２００９年（平成２１年）には年間約１２万件に達すると見込まれる必要的弁護事件のうち約９万件が支援センターによる被疑者国選弁護事件になると想定されている（注）。

他方，２００４年（平成１６年）の当番弁護士の受付件数は年間６万３１０６件に止まり，当番弁護士から受任した事件数は年間１万０９００件，財団法人法律扶助協会の被疑者弁護援助制度の利用件数は年間６７６７件に止まった。昨年１年間の当番

弁護士の受付件数は、2009年（平成21年）の被疑者国選弁護の想定事件数より少なく、しかも当番弁護士の受任率は約18%に止まることを考えると、被疑者国選弁護の対象事件が必要的弁護事件に拡大する2009年（平成21年）の時点では、その対応に大きな困難が予想される。

また、国選弁護人の選任手続に組み込まれた「弁護士会を指定した私選弁護人選任の申出」への対応を合わせると、被疑者段階からの国選弁護制度が開始された後、私選・国選を合わせた被疑者弁護事件の総数は、現在と比較して著しく増加する。急増する被疑者弁護事件の事件数は、格別の努力をすることなく容易に対応できる程度のものではないのである。弁護士会は、急激に増加する事件数に対応し、全国であまねく迅速に弁護人を選任できる態勢を整備する必要がある。

4 国選弁護事件に適確に対応するシステムの確立の必要性

被疑者国選弁護事件の弁護人の選任は、これまでの起訴後の国選弁護人の選任とは異なった迅速性が要請される。急速に増加する被疑者弁護事件に適確に対応するためには、候補者名簿の作成、具体的な事務手続、特別案件での候補者の選定手続の構築など、弁護士会との適切な連携のもと、個々の事件で迅速・確実に国選弁護人を確保するシステムを確立しなければならない。

また、改正刑事訴訟法では、連日的開廷の原則が法定され、特に裁判員裁判では、被疑者段階から公判前整理手続さらに連日的開廷による公判審理に対応できる弁護態勢が、私選・国選を問わずに求められることになる。連日的開廷に対応しうる弁護士の執務体制の整備も進めなければならない。

国選弁護の担い手について、支援センターは、従来のとおり開業弁護士が業務を担う「ジュディケア方式」を基本とし、これをスタッフ弁護士が補うことにより必要な対応態勢を確保する方針で設立準備中である。日弁連としては、この方針を支持し、多くの会員が「ジュディケア方式」で国選弁護を担うことを目指し、同時に、スタッフ弁護士の確保にも積極的に取り組む必要がある。

5 弁護技術の向上

裁判員制度では、法律専門家ではない裁判員が参加しやすく、かつ適正に事実を認定し、量刑判断を行えるよう、迅速かつ充実した分かりやすい審理を実現する必要がある。そのためには、従来の証拠収集、審理の準備や公判廷における弁護活動の在り方を根本的に見直し、改正刑訴法及び裁判員制度のもとで、被告人の防御権が保障された手続運用を実現するため、個々の弁護士が新しい刑事司法の在り方を理解し、法を縦横無尽に活用する知識と技術を身に付け、これらを多くの刑事事件で積極的に実践しなければならない。

また、新たな国選弁護制度のもとで、被疑者の弁護人の援助を受ける権利を実効的に保障するため、被疑者弁護活動の充実と質の向上にさらに努力しなければならない。

6 当連合会の今後の取組み

刑事弁護人として被疑者、被告人の権利を擁護する者は、われわれ弁護士において

他にはない。当連合会は、その責任を自覚し、2009年（平成21年）5月までの裁判員制度の実施に向け、各単位会、個々の弁護士と協力して、新しい刑事司法に対応できる十分な態勢を整えなければならない。被疑者・被告人の防御権を拡充し、「調書裁判」から脱却して直接主義・口頭主義を徹底した公判審理などを実現するために、前述した運用上の課題及び制度設計上の諸課題の実現に引き続き取り組むとともに、新たな刑事司法に対応できる弁護技術を会員全体で共有すること、そして、私選・国選双方の被疑者・被告人弁護事件に適切に対応する弁護態勢を確立することを改めて決意する。

以 上

（注）2009年（平成21年）の被疑者国選弁護事件の事件数

平成15年の勾留許可件数（約138,540件、平成15年検察統計年報）を基準に、必要的弁護事件が占める割合（約84%）を乗じ、2009年（平成21年）の必要的弁護事件の事件数を算出。これに最近の国選弁護人選任率（77.4%）（平成15年司法統計年報）を乗じ、2009年（平成21年）の被疑者国選弁護事件の事件数を年間約9万件と算出。